

令和7年度 給与所得者の 市民税・県民税 特別徴収のしおり

この「しおり」は、特別徴収義務者としての事務処理方法などを掲載していますので、内容をご確認ください。

－ 目 次 －

特別徴収義務者様へ	P1
1 市民税・県民税特別徴収の流れ	P2
2 毎月の特別徴収の事務について	P2～5
3 納入方法及び取扱い金融機関について	P6～7
4 納期の特例制度について	P7
5 退職所得にかかる市民税・県民税について	P8～11
6 特別徴収への切り替えについて	P12～13
7 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について	P13
8 市民税・県民税・森林環境税の計算について	P14～15
9 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	P15
よくあるお問合せに関するQ & A	P16～17

【各種様式】

- ▶ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ▶ 特別徴収への切替申請書
- ▶ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ▶ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書



須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



福島県須賀川市税務課市民税係
〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地
TEL 0248-88-9124
FAX 0248-94-4564

特別徴収義務者様へ

◆ 特別徴収義務者の指定について

令和7年度市民税・県民税の特別徴収について、地方税法第41条及び第321条の4並びに須賀川市税条例第45条及び第53条の6の規定により、貴事業所を特別徴収義務者として指定しましたので、その取扱いに必要な関係書類を送付します。

◆ 特別徴収関係書類の取扱いについて

個人情報保護のため、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」は、本人へお渡しください。なお、課税内容について不明な点がある場合は、納税義務者本人よりお問い合わせいただくようお願いいたします。

◆ マイナンバー(個人番号)の取扱いについて

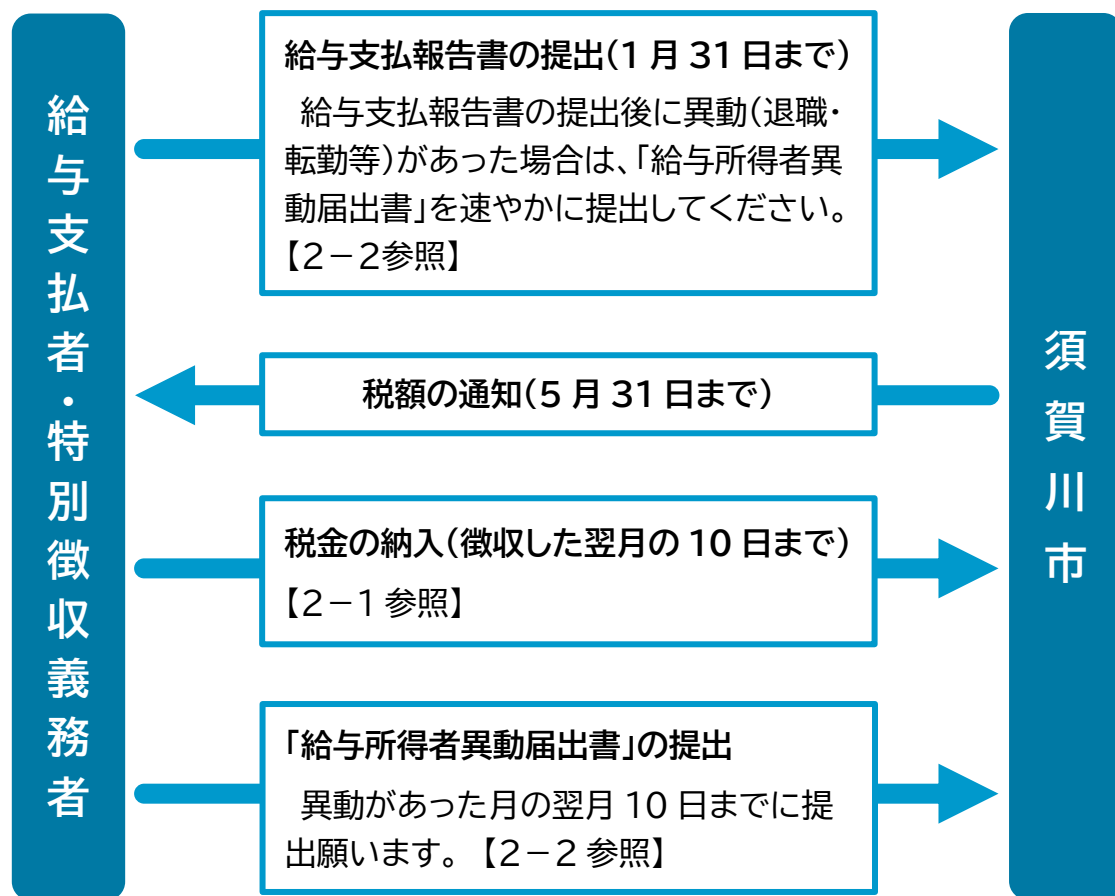
▶ 個人番号の利用目的(番号法第9条第3項)

市区町村から特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)により通知される納税義務者のマイナンバーは、特別徴収にかかる事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務(社会保障など)には使用することはできません。

▶ 特別徴収義務者によるマイナンバーの収集(番号法第6条)

電子データ(eLTAX)により特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)を受領し、マイナンバーを取得した場合でも、特別徴収義務者は、納税義務者のマイナンバーを収集する責務は無くなりませんので、本人からマイナンバーの収集ができていない従業員については、引き続きマイナンバーの収集に努めるようお願いいたします。

1 市民税・県民税特別徴収の流れ



2 毎月の特別徴収の事務について

2-1 徴収と納入

特別徴収義務者は、「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に記載された税額を6月から翌年5月までの12か月にわたり、毎月給与支払の際に徴収し、徴収した翌月の10日(土日祝祭日の場合は翌平日)までに別紙納入書により納入してください。

※納入方法及び取扱い金融機関については、6～7ページ参照

2-2 給与所得者異動届出書の提出

給与支払報告書により、特別徴収予定者として報告した方又は特別徴収されている方が、退職や転勤など異動のあった場合は、「給与所得者異動届出書」を異動月の翌月 10 日までに提出してください。

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の施行に伴い、届出書には、13 桁の法人番号(個人事業主の場合は 12 桁のマイナンバー。ただし、転勤の届出書の場合は不要)及び給与所得者のマイナンバーを記載してください。

異動届出書の提出遅れや、記載誤り等があると、貴事業所の納入額に差異が生じ、督促状等が発送されますのでご注意ください。

ア 退職・休職等の異動があったとき

納税義務者の退職等により異動が生じた場合は、給与の支払いをしなくなった日(退職等の異動があった日)の翌月から徴収の義務がなくなり、その方の市民税・県民税の残額は普通徴収に切り替え、本人に直接納めていただくことになりますので、異動届出書に必要事項を記載して、異動日の翌月 10 日までに提出してください。

ただし、12 月 31 日までに退職される方について、本人の申し出があった場合は、未徴収税額を最後の給与又は退職手当等から一括徴収してください。

なお、1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職される方の未徴収税額は、本人の申出の有無にかかわらず、一括徴収することが義務付けられていますので、必ず一括徴収してください。

イ 転勤等の異動があったとき

転勤等により特別徴収を行う事業所が変更となる場合は、新たに特別徴収を行う事業所を経由して異動届出書を提出してください(特別徴収義務者が変わらない場合は報告不要)。

【記載例:1 月に退職し、未徴収税額を一括徴収し 2 月分で納入する場合】

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
福島県須賀川市長 給与と所得者のマイナンバーを記入してください。		給与支払者(特別徴収義務者) 所在地 〒962-0831 須賀川市八幡町135 フリガナ カブシキガイシャマルマル 氏名又は名称 株式会社 ○○○ 個人番号又は法人番号 1234567890123	給与支払者の法人番号又はマイナンバーを記入してください。	特別徴収義務者 指定番号 90008500 宛番号 所属 経理 氏名 牡丹美子 内線 () 0248-75-○○○○	忘れずに記入してください。		
給与と所得者 フリガナ スカガワ サブロー 氏名 須賀川 三郎 生年月日 (昭・平) 2 年 9 月 29 日 個人番号 987654321012 受給者番号 0110 1月1日現在の住所 須賀川市柱田字中地前22 異動後の住所 宮城県○○○	(ア) 特別徴収税額(年税額) 60,000 円 (イ) 徴収済額 6 月から 1 月まで 40,000 円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 20,000 円	異動年月日 ◇ 年 1 月 31 日 理由・理由 ()	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)				
1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ) 特別徴収義務者指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称 法人番号 担当 所属 氏名 連絡先 電話 内線 () 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。 受給者番号 納入書の要否 (※毎月の申告のみ記載) ☐ 1. 必要 2. 不要				2. 一括徴収の場合 理由 ☒ 2. 異動が ◇ 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定日 ◇ 年 2 月 20 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 20,000 円 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。			
3. 普通徴収の場合 理由 ☐ 1. 異動が 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				一括徴収の場合、納入月は必ず記入してください。 市町村記入欄 異動事由 退職一括・休職一括・他一括()・転勤特例 退職普通・休職普通・他普通()・特例継続 入力日 前年度 新年度			

(注) 前年度又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法
 ① 前年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄に記載せず、「1. 特別徴収継続」の場合「欄」に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。
 ② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄に異動年月日時点での特別徴収している特別徴収税額について記載してください。
 ③ 両年度分の異動届出書を作成する場合における、前年度及び新年度それぞれ別の異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。
 (前年度分) 本欄で選択した徴収方法。
 (新年度分) 「1. 特別徴収継続」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

【記載例:11 月に退職し、未徴収税額を普通徴収に切り替える場合】

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
福島県須賀川市長 給与と所得者のマイナンバーを記入してください。		給与支払者(特別徴収義務者) 所在地 〒962-0831 須賀川市八幡町135 フリガナ カブシキガイシャマルマル 氏名又は名称 株式会社 ○○○ 個人番号又は法人番号 1234567890123	給与支払者の法人番号又はマイナンバーを記入してください。	特別徴収義務者 指定番号 90008500 宛番号 所属 経理 氏名 牡丹美子 内線 () 0248-75-○○○○	忘れずに記入してください。		
給与と所得者 フリガナ スカガワ サブロー 氏名 須賀川 三郎 生年月日 (昭・平) 2 年 9 月 29 日 個人番号 987654321012 受給者番号 0110 1月1日現在の住所 須賀川市柱田字中地前22 異動後の住所 宮城県○○○	(ア) 特別徴収税額(年税額) 60,000 円 (イ) 徴収済額 6 月から 11 月まで 30,000 円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 30,000 円	異動年月日 ◇ 年 11 月 30 日 理由・理由 ()	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)				
1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ) 特別徴収義務者指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称 法人番号 担当 所属 氏名 連絡先 電話 内線 () 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。 受給者番号 納入書の要否 (※毎月の申告のみ記載) ☐ 1. 必要 2. 不要				2. 一括徴収の場合 理由 ☐ 1. 異動が 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。			
3. 普通徴収の場合 理由 ☒ 1. 異動が ◇ 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				市町村記入欄 宛名コード 徴収済月 更正月 異動事由 退職一括・休職一括・他一括()・転勤特例 退職普通・休職普通・他普通()・特例継続 入力日 前年度 新年度			

(注) 前年度又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法
 ① 前年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄に記載せず、「1. 特別徴収継続」の場合「欄」に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。
 ② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄に異動年月日時点での特別徴収している特別徴収税額について記載してください。
 ③ 両年度分の異動届出書を作成する場合における、前年度及び新年度それぞれ別の異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。
 (前年度分) 本欄で選択した徴収方法。
 (新年度分) 「1. 特別徴収継続」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

[illegible]

特別徴収税額を通知後に、本人の確定申告等により税額を変更する場合があります。

なお、変更後の納入書は新たに送付しませんので、お手元の納入書の金額を訂正のうえ使用してください。

3 納入方法及び取扱い金融機関について

3-1 納入方法について

納入書は、6月分から翌年5月分までの14枚(予備2枚)であり、銀行及びゆうちょ銀行・郵便局など取扱い金融機関共通の様式です。

納入書には、あらかじめ決定通知書の金額が納入金額(1)に記載してありますが、納入金額が変更となる場合は、2本線で消し、納入金額(2)に給与分(一括徴収分を含む)、退職所得分、延滞金及び合計額を記入してください。

退職所得にかかる税額があるときには、納入済通知書裏面の市民税・県民税納入申告書にも必ず記入してください。

なお、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の施行に伴い、退職所得にかかる納入申告書には、13桁の法人番号を必ず記入してください。個人事業主の方が提出いただく際は、取扱いが異なりますので、別途税務課までお問い合わせください。

【納入書記載例】

▶ 納入額に変更がある場合 (納入書表面3箇所同様)

福島県須賀川市		個人市民税 (特別徴収) 納入書	
個人県民税			
市区町村コード	口座番号	加入者名	
072079	02230-9-960696	須賀川市会計管理者	
指定番号	納入金額(1)		
◇◇年6月分 900000000	200,000-円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	退職所得分	
納期限 ◇◇年7月10日	延滞金	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 〒962-8031 又は 所在地 須賀川市八幡町〇△〇 氏名 又は 名称 株式会社 〇〇	領収日 付印		

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行保管)

▶ 退職所得にかかる納入申告書 (納入済通知書裏面)

市民税 県民税 納入申告書	
福島県須賀川市長 ◇◇年7月10日提出	
退職手当等支払金額	◇◇年6月分 人員 1人
特別徴収税額	市民税 81,600 県民税 54,400
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒962-8031 所在地 須賀川市八幡町〇△〇 氏名又は 名称 株式会社 〇〇 印	
法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
退職手当等に係る分離課税の内訳は下記のとおりです。	
氏名	勤続年数
須賀川二郎	25
退職手当等の支払金額	市民税
14,223,632	81,600
	県民税
	54,400

3-2 取扱い金融機関

▶ 須賀川市の収納取扱い金融機関と出納機関

須賀川信用金庫	東邦銀行
福島銀行	大東銀行
夢みなみ農業協同組合	福島県商工信用組合
東北労働金庫	

(上記の7金融機関は、いずれも県内・県外を問わず、取扱い可能です。)

須賀川市役所
須賀川市長沼市民サービスセンター
須賀川市榊衝市民サービスセンター
須賀川市岩瀬市民サービスセンター

▶ ゆうちょ銀行・郵便局

東北6県以外で納入する場合は、「指定通知書」と一緒にゆうちょ銀行又は郵便局窓口へ提出してください。

4 納期の特例制度について

この制度では、特別徴収した市民税・県民税を半年分ずつまとめて納入することができます。以下の全ての条件を満たす事業所が、申請可能です。

【納期の特例を申請できる事業所の条件】

- ▶ 常時 10 人未満の事業所
- ▶ 市税に滞納がないこと
- ▶ 最近において著しい納入遅延の事実がないこと

申請が承認されると、承認された日以降の納期限から11月分までを12月10日に、12月から翌年5月までを6月10日に納入することとなります。

ただし、毎月の給与からの差し引きは通常通り行っていただく必要があります。給与から差し引きした市民税・県民税を預かり、年2回に分けて納入してください。

なお、給与の支払を受ける者の人数が、常時 10 人以上となった場合等は、納期の特例承認の取消届を提出してください。

5 退職所得にかかる市民税・県民税について

退職所得に対する個人の市民税・県民税については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市町村に納入することとされています。

5-1 課税する市町村と納税義務者

ア 課税市町村

課税する都道府県及び市町村は、退職手当等の支払いを受ける人のその退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村です。

【例】10月31日に退職、同年1月1日現在の住所はA市

→A市が課税

※支払いが翌年以降になる場合であってもA市が課税となります。退職手当等が退職した日の属する年の翌年以降に支払われた場合は、実際に支払われた年の1月1日現在における退職者の住所が所在する市町村ではなく、支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村です。

イ 納税義務者

納税義務者は、市町村内に住所を有する人のうち、退職手当等の支払いを受ける人です。

なお、死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税法の規定により、相続税の課税対象となり、住民税は課税されませんのでご注意ください。

5-2 退職手当等の支払いを受ける方の申告

退職手当等の支払いを受ける方は、その支払いを受ける時まで、「退職所得申告書」(所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙)を支払者を經由して、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村の長に提出しなければならないことになっています(ただし、この申告書は、退職手当等の支払者が受理したときに市町村長に提出したものとみなされ、支払者の手元に保管していただくことになっていますので、支払者が市町村長に提出する必要はありません)。

退職手当等の支払者は、この「退職所得申告書」をもとにして税額を計算してください。

5-3 徴収した税額の納入

ア 納入先

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を【5-1ア】の市町村に納めていただきます。

イ 納入の手続

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を納入済通知書裏面の「市民税・県民税納入申告書」に所要事項を記載し、その申告書を市町村長に徴収した月の翌月 10 日までに提出するとともに、申告した税額を申告書提出先の取扱い金融機関等に納めてください。

5-4 特別徴収票

「特別徴収票」(所得税の退職所得の源泉徴収票との複写式)は、確定した退職手当等の金額や特別徴収税額等を記載して 2 部作成し、退職後 1 か月以内に 1 部を退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在における各受給者の住所所在地の市町村長に提出し、他の 1 部を受給者に交付しなければなりません。ただし、次の場合には、特別徴収票の提出又は交付が省略されています。

ア 法人の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員以外の受給者の特別徴収票については、受給者に対する交付のみで市町村長に提出する必要はありません。この範囲は、所得税の場合と同様です。

イ 退職所得に対する個人住民税がかからないときは、特別徴収票の受給者への交付及び市町村長への提出は必要ありません。ただし、受給者から請求があった場合には交付しなければなりません。

5-5 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

- ※1 計算の結果、1,000円未満の端数切捨て
- ※2 勤続年数が5年以下の特定役員等については、この2分の1を乗じる措置はありません。
特定役員等…法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員
- ※3 令和4年1月1日以後に支払われる退職手当等について、勤続年数が5年以下で、特定役員等に該当しないものは、収入金額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分については、この2分の1を乗じる措置はありません。

ア 退職所得控除額の計算

所得税法第30条第3項及び第4項の規定の例により、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障がい者に該当したことにより退職した場合は、次の金額に100万円を加算した金額が控除されます。

勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)

勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×(勤続年数-20年)

イ 勤続年数の計算

勤続年数は、所得税法施行令第69条及び70条の規定の例により計算します。所得税の場合と同様に、雇主が退職手当等を計算する時に基礎とした年数がその勤続期間の一部である場合又は勤続期間に一定の率を乗じて換算したものである場合であっても、その計算の基礎となった年数にかかわらず、引き続き勤務した実際の勤続期間に従って計算します。

なお、1年未満の端数が生じたときは、1年として計算します。

5-6 特別徴収すべき税額の計算方法

【特別徴収税額計算の流れ】

退職所得 の金額	×	税 率		＝	特別徴収すべき税額	
		市民税 6%	県民税 4%		市民税額	県民税額
(1,000円未満切捨て)				(100円未満切捨て)		

【計算例】

勤続年数 25 年で退職し、14, 223, 632 円の退職金を受けた場合

① 退職所得控除額の計算

$$8,000,000 \text{ 円} + 700,000 \text{ 円} \times (25 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 11,500,000 \text{ 円}$$

②退職所得の金額

$$(14,223,632 \text{ 円} - 11,500,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 1,361,816 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow 1,361,000 \text{ 円 (1,000 円未満の端数切捨て)}$$

③退職所得にかかる住民税額

<市民税額>

$$\text{税額 } 1,361,000 \text{ 円} \times 6\% = 81,660 \text{ 円} \cdots \cdots A$$

$$\text{市民税額} \Rightarrow 81,600 \text{ 円 (100 円未満の端数切捨て)}$$

<県民税額>

$$\text{税額 } 1,361,000 \text{ 円} \times 4\% = 54,440 \text{ 円} \cdots \cdots B$$

$$\text{県民税額} \Rightarrow 54,400 \text{ 円 (100 円未満の端数切捨て)}$$

$$\text{退職所得にかかる住民税額 (A+B)} = 81,600 \text{ 円} + 54,400 \text{ 円} = 136,000 \text{ 円}$$

6 特別徴収への切り替えについて

中途入社等の理由により、普通徴収を特別徴収に切り替えるときは、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の施行に伴い、市民税・県民税にかかる特別徴収への切替申請書には、13桁の法人番号を記載してください。

個人事業主の方及び従業員の方のマイナンバーの記載は不要です。

【普通徴収から特別徴収への切り替え時期】

重複納入を避けるため、次の時期までに申請してください。

なお、普通徴収4期の納期限後(2月3日以降)の特別徴収への切り替えはできませんのでご注意ください。

切り替え可能な期別	申請時期
1期以降を切り替える場合 (納期限 6月30日分以降)	6月中旬までに申請してください。
2期以降を切り替える場合 (納期限 9月1日分以降)	8月中旬までに申請してください。
3期以降を切り替える場合 (納期限 10月31日以降)	10月中旬までに申請してください。
4期以降を切り替える場合 (納期限 2月2日)	1月中旬までに申請してください。

【記載例：普通徴収 2 期分以降を 9 月分から特別徴収に切り替える場合】

特 別 徴 収 へ の 切 替 申 請 書															新規の場合は○で囲んでください。					
年 月 日 福島県須賀川市長	給 与 支 払 者	所在地	〒962-0831 須賀川市八幡町135												特別徴収義務者 指 定 番 号	90008500				
		名称及び 代表者の 職氏名	株式会社 ○○○												※新規の場合のみ 納 入 書		要 ・ 不要			
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	担 当 連 絡 先	所 属	経 理		
															氏 名		牡丹 美子			
														電 話	0248-75-0000					
◎ 普通徴収から特別徴収へ切り替えてください。															法人番号を記入してください。			事業所にて登録がある場合のみ記入		
切 替 月	フリガナ		氏 名		住 所		生 年 月 日		受給者番号 (社員番号等)		宛 名 番 号									
9 月分から 特別徴収を開始し たいため、 月 日 までに税額の連絡 を希望します。 ※ 普通徴収の納期 限を過ぎたものは、特別 徴収への切り替えがで きません。 給与計算締切日 毎月 20 日	スガワ ジロウ		須賀川 二郎		須賀川市牛袋町11番地		(S)・H		1234		普 通 徴 収 納 入 状 況									
	55・2・6						普通徴収 1 期まで納入済													
	S・H						普通徴収 期まで納入済													
	・						普通徴収 期まで納入済													
S・H		S・H		S・H		S・H		S・H		普通徴収 期まで納入済										
S・H		S・H		S・H		S・H		S・H		普通徴収 期まで納入済										
S・H		S・H		S・H		S・H		S・H		普通徴収 期まで納入済										
S・H		S・H		S・H		S・H		S・H		普通徴収 期まで納入済										

(注) ・太線内をご記入ください。
 ・普通徴収で納めた税額を確認のうえ申請書を提出してください。
 ・既に納入書がある場合は、納入金額を書き換えて使用してください。
 ・税額の通知は、20日までに届いた申請分は翌月上旬に、それ以降月末までに届いた申請分は、翌々月に送付します。通知前に税額の連絡が必要な場合は、その旨を記入してください。

徴収期	更正月	入力日	事業所連絡		新年度
			□通知 □TEL □月報対応 (月 分)	(処理日)	

7 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について

名称、所在地、特別徴収関係書類送付先等に変更があった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

なお、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の施行に伴い、変更届出書には、13桁の法人番号を記載してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書																	
年 月 日 福島県須賀川市長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
		名 称											法 人 番 号				
		代 表 者											担 当 連 絡 先	所 属			
														氏 名			
													電 話				
変更年月日 年 月 日																	
フリガナ	変 更 前										変 更 後				事務処理欄 入力 LAN 送付先		
所在地	〒										〒						
フリガナ																	
名称																	
法人番号																	
電話	() - ()										() - ()						
変更事由	□名称変更 □所在地変更 □送付先変更 □合併 □法人成り・個人事業化 □その他 ()																
備考	※合併の際は詳細を記載してください。(例：株式会社AとB株式会社が合併し、株式会社Cとなる。在続会社はA。など)																

◎所在地・名称には誤読をさけるためにフリガナをつけてください。
 ◎変更事由が「合併」「法人成り・個人事業化」の場合は、原則特別徴収義務者指定番号が変更になります。給与所得者異動届書の提出も必要になる場合がありますので、税務課市民税係にお問合せください。
 ◎法人市民税にかかる異動届出書は、別途提出が必要になります。

8 市民税・県民税・森林環境税の計算について

$$\text{年税額} = \text{均等割額} + \text{所得割額} + \text{森林環境税}$$

8-1 均等割額

市民税	県民税
3,000 円	2,000 円

【均等割の非課税範囲】

前年の合計所得金額が次により計算した金額以下の場合は、均等割が課税されません。

$$280,000 \text{ 円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + \text{加算額 } 168,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$$

※ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合は 380,000 円

8-2 所得割額

市民税	県民税
6%	4%

※分離課税による譲渡所得等については税率が異なります。

【所得割の税額】

所得割額

$$= (\text{総所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{市県民税の税率(10\%)} - \text{税額控除額}$$

└─┬─▶ 課税総所得

※1 課税標準額は、1,000 円未満の端数切捨て

※2 計算の結果、100 円未満の端数切捨て

【所得割の非課税範囲】

前年の総所得金額等が次により計算した金額以下の場合は、所得割が課税されません。

350,000 円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+加算額 320,000 円
+100,000 円

※1 ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合は 450,000 円

※2 非課税の判定において 16 歳未満の扶養親族の情報がないと算定できません。年末調整の際は、16歳未満の扶養親族の人数と名前の記入が必要です。

8-3 森林環境税【国税】

国税
1,000円

森林環境税は、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために、令和 6 年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。

市民税・県民税の均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収され、その税収が森林環境譲与税として、都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

8-4 市民税・県民税の非課税について

次に該当する方は、市民税・県民税が課税されません。

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

イ 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の方

※退職所得につき分離課税される所得割は、課税対象となります。

9 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の市民税・県民税取扱い金融機関として指定する必要があるため、「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、納入時に提出してください。「指定通知書」が必要な際は、税務課市民税係までお問い合わせください。

なお、一度提出していただいた場合は、次年度からは提出の必要はありません。

よくあるお問合せに関するQ&A

Q1 退職した社員が通知書に含まれていますが、どうしてですか？

<A1>

給与支払報告書の提出後に退職した社員の方がいる場合には、「給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。

なお、すでに異動届出書を提出されている場合には、お手数ですが税務課市民税係までお問い合わせください。

ただし、今回の特別徴収税額決定通知書は、4月24日現在の課税データに基づいて作成しており、その後に提出いただいた異動届出書の内容は原則反映しておりませんので、ご了承ください。

※4月24日までに受理した異動届出書については、特別徴収税額決定通知書に反映されます。それ以降に収受した分は、特別徴収税額変更通知書を6月以降に発送する予定です。

Q2 今年採用した社員も他の社員と同様に特別徴収したいのですが、どうすればいいですか？

<A2>

「特別徴収への切替申請書」を作成のうえ、速やかに税務課市民税係へご提出ください。

Q3 給与から特別徴収している従業員が、年金からも特別徴収されていますが、どうしてですか？

<A3>

4月1日現在 65 歳以上の公的年金受給者の年金所得にかかる市民税・県民税は、公的年金からの特別徴収となります（給与からの特別徴収を選択することはできません。）。

また、65 歳未満の公的年金受給者の年金所得にかかる市民税・県民税は、原則給与の特別徴収に含まれています。

なお、年金及び給与からの特別徴収を合わせた額が、その方の年税額となります。

※ただし、次のような場合は、普通徴収としてご自身で納めていただくことになります。

- ・介護保険料が年金から特別徴収されていない。
- ・年金所得にかかる市・県民税が老齢基礎年金の額を超える 等

Q4 今まで給与から特別徴収している従業員に、普通徴収の納税通知書が届いていますが、どうしてですか？

<A4>

従業員の方が給与以外の所得を申告した場合、給与以外の所得（事業所得、不動産所得、一時所得、雑所得等）については、給与と合わせて特別徴収するか、普通徴収とするかを選択することができます（併徴）。この場合、従業員の方が申告の際に給与以外の所得にかかる市民税・県民税について、普通徴収を選択していることになります。

◆退職・転勤等の異動が生じた際は、速やかに届出書の提出をお願いします。

◆各種様式は、下記の市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

📄 <https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

トップページ→暮らし・手続き→税金→市民税→個人市民税
→給与からの特別徴収→特別徴収の概要